

各位

会社名株式会社ニッキ

代表者名 取 締 役 社 長 和田 孝 (コード番号 6042 東証第 2 部) 問合せ先 常 務 取 締 役 田中 宣夫 (TEL. 046 - 285 - 0227)

株式併合による1株に満たない端数の処理に伴う自己株式の買取りに関するお知らせ (会社法第235条第2項、第234条第4項及び第5項の規定に基づく自己株式の買取り)

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 235 条第 2 項、第 234 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく株式併合による 1 株に満たない端数の処理について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

## 1. 買取りの概要

当社は、平成29年6月29日開催の第126期定時株主総会の決議に基づき、平成29年10月1日を効力発生日として、株式併合(5株を1株に併合)を行いました。

この株式併合により生じた 1 株に満たない端数につきましては、本日開催の取締役会において、会社法第 235 条第 2 項、第 234 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、当社が自己株式として買取ることを決定いたしました。

## 2. 買取りの内容

- (1) 買取る株式の種類
- (2) 買取る株式の総数
- (3) 買取りと引換えに交付する金額の総額

当社普通株式

21 株

買取る株式の総数に買取日(平成29年10月31日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を乗じた金額。ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、株式会社東京証券取引所において最初になされた売買取引の成立価格とする。

平成 29 年 10 月 31 日

ただし、当該日に売買取引がない場合は、その後、 株式会社東京証券取引所において最初に売買取引が なされた日。

(4) 買取日

以上